



## トピックス…③

# 放牧を中心とした持続可能な畜産物生産に関する全国セミナー

(一社)日本草地畜産種子協会が2022年2月4日に開催した「放牧を中心とした持続可能な畜産物生産に関する全国セミナー ―放牧型有機畜産の推進に向けて―」から、酪農を中心に環境負荷の低減に関する話題を紹介する。

2015年9月に開催された国連サミットにおいて、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標、いわゆる「持続可能な開発目標」(SDGs)が採択されて以来、市民レベルで持続可能性について考える機会が増えている。酪農もその例外ではなく、産業として、あるいは人の生き方という意味での「生業」として酪農が社会に存在していくには、環境負荷の軽減に配慮し、自らも持続可能な産業であることが大切な時代になりつつある。

このSDGs (Sustainable Development Goals) が注目される以前から、酪農は美しい農村景観を形成し、国土保全や保健休養といった多面的な環境便益を社会に提供してきたことが知られている。しかし、一方で、家畜排せつ物の処理問題など、酪農が環境負荷を少なからず発生させる産業であることも事実である。

わが国では、「家畜排せつ物処理法」をはじめとする法的な環境整備とともに、先般公表された「みどりの食料システム戦略」等を背景として、酪農家の経営努力のもとで自然環境を重視する取組が進められている。

### 1. 基調講演「みどりの食料システム戦略と有機畜産の展開について」

大山利男(立教大学経済学部経済政策学科 准教授)

食の安全志向が高まる中で、有機畜産物の市場は国内外ともに拡大傾向にある。しかし、有機畜産物については有機飼料の安定的な確保の困難性等から取組が進まない実態にある。そのため、「みどりの食料システム戦略」等における有機畜産の位置付け、放牧型有機畜産を推進するメリットや今後の方向性について解説した。

農林水産省は、2021年3月に「みどりの食料システム戦略」(案)を公表し、パブリックコメントを踏まえて同年5月に決定した。同戦略では、持続可能な農業として有機農業が重視されること、また2050年目標として農地の25%を有機農地にすることが示された。有機農業の飛躍的な拡大のためには、欧州地域のような土地利用型の有機畜産の拡大が大きな鍵である。

わが国の有機農地は現在、認証されていない有機農地を含めて全農地の約0.5%と推定されている。有機農地の割合は欧州地域と比べて桁違いに少ないが、大きな違いは、わが国では有機的に管理されている草地在り9%と少ない点である。草地・放牧地等の土地利用と結びついた有機畜産が増加すれば、国内の有機農地面積は飛躍的に増加する可能性がある。2030年における有機農地の占める割合を25%にする目標を掲げている欧州地域では、有機農産物の供給が需要の伸びに追いつけない状況にあると言われている。

### 2. 情勢報告「令和4年度の飼料生産関係予算について」 藤岡康恵(農林水産省畜産局飼料課飼料生産計画班課長補佐)

「みどりの食料システム戦略」等を背景とした、国産飼料の生産・利用及び飼料の適切な調達等の推進、有機畜産の取組に関する令和4年度の飼料増産対策関連概算決定予算の概要について報告した。

酪農・肉用牛の生産基盤の強化のためには、経営コストの3～5割程度を占める飼料費の低減が不可欠である。このため、水田や耕作放棄地の有効活用等による飼料生産の増加、草地等の生産性向上、飼料生産組織の育成・強化、食品残さ等未利用資源の利用拡大の推進等の総合的な自給飼料増産対策により、輸入飼料に過度に依存した畜産から国産飼料に立脚した畜産への転換を推進する。また、持続的な畜産物生産のためにも、国産飼料の生産・利用の拡大を進めることが重要である。

このような状況を踏まえて、政策手法のグリーン化、つまり補助・投融資・税・制度等の政策誘導の手法に環境の観点を盛り込むことで、環境配慮の取組を促す。とくに、わが国は自給飼料生産のための優良農地が不足しており、水田を活用した飼料作物の作付け拡大等の飼料増産対策を実施する。同対策における活用可能な事業は次の通りである。

- (1) 畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち飼料増産関連(9億円の内数)
  - ・飼料生産組織の運営強化、機械導入
  - ・子実用とうもろこし等の利用に向けた実証、技術指導
  - ・未利用水田や耕作放棄地等を活用した放牧の推進
- (2) 水田活用の直接支払交付金(3,050億円)
  - ・食料自給率・自給力の向上に資する麦、大豆、飼料用米等の戦略作物の本作化
  - ・地域の特色をいかした魅力的な産地づくり、高収益作物の導入・定着等を支援
- (3) 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業(420億円)
  - ・水田における子実用とうもろこし等の生産を支援
- (4) スマート畜産の全国展開に向けた導入支援事業(77億円の内数)
  - ・作業受託を行う畜産支援サービス事業者がスマート機械等を導入する取組を支援
- (5) 環境負荷軽減型持続的生産支援事業(70億円の内数)
  - ・輸入飼料を削減し、水田を活用した青刈りとうもろこし等の生産を拡大する取組を支援
- (6) 畜産環境対策総合支援事業(18億円)
  - ・環境負荷軽減に資するペレット堆肥等の生産・流通

- 促進のための理解醸成やコンサルタントによる改善指導、必要な施設・機械の導入等を支援
- (7) 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）（所要額617億円の内数）
- ・飼料増産に取り組む畜産クラスター協議会を優先的に採択する飼料増産優先枠を設定

### 3. 情報提供「養老牛山本牧場の取組 ～みどり時代の関係性の構築～」

山本照二（株式会社養老牛山本牧場 代表取締役）

（一社）日本草地畜産種子協会が実施している放牧畜産基準認証制度における放牧畜産実践牧場の認証を2017年に取得し、有機畜産に親和性の高い放牧型酪農を実践している養老牛山本牧場（2021年、有機JAS認証事業者）のさまざまな取組について紹介した。

「放牧畜産基準」は、①放牧畜産基準、②放牧酪農牛乳生産基準、③放牧酪農乳製品生産基準、④放牧牛乳生産基準、⑤放牧乳製品生産基準、⑥放牧子牛生産基準、⑦放牧肥育牛生産基準、⑧放牧牛肉生産基準の8基準から構成されている（表参照）。

このうち養老牛山本牧場が認証を取得している放牧畜産基準は、放牧を広く普及推進するために、放牧を実践する生産者が順守すべきガイドラインとして制定されている。この基準を適用するのは酪農経営と肉用牛繁殖経営で、当基準に従って放牧を実践する畜産経営は、所定の認証手続きを経て放牧畜産実践牧場として表示すること

とができる。

近年、消費者の環境意識が高まる中、化石燃料を浪費しないで食料を供給する「フードマイレージ」（なるべく身近でとれた食料を消費することによって食料輸送に伴う環境負荷を低減させていこうという市民運動）の考え方が広がりを見せている。現実的には、牛乳ほど「フードマイレージ」の大きい食品は少ないと言われている。外国産の穀物を大量に乳牛に給与していることや、牧草など自給飼料の増産のための化学肥料も海外からの輸入に依存していることが、その原因となっている。そんな中、乳牛に大量の穀物を与える一方で、アフリカなど開発途上国における食料不足問題が深刻化するという、地球規模での食料流通の歪みが指摘されている。

これに対して、放牧を取り入れた当牧場の生乳生産方式は、牧草地、シバ型草地、野草地等の地域の土地資源を活用した、土一草一乳牛が結びついた資源循環型酪農である。また、乳牛の健康保持やアニマルウェルフェアの観点から、放牧は優れた飼養管理方式であるばかりでなく、健康的に飼養された乳牛から低コストで良質な生乳を産出することができる生産方式である。さらに、放牧酪農は、耕作放棄地の活用等国土の有効利用、保水、土壌流亡の防止等を通じた国土保全、大気浄化等による環境保全、緑空間等の景観の提供等の機能を有するとともに、国民への「食育の場」の提供などの重要な役割を果たしている。

表 放牧畜産基準の構成

放牧畜産基準	放牧を広く普及推進するために、放牧を実践する生産者が順守すべきガイドラインとして制定する。この基準を適用するのは酪農経営と肉用牛繁殖経営で、当基準に従って放牧を実践する畜産経営（牧場）は、所定の認証手続きを経て「放牧畜産実践牧場」として表示することができる。なお、この基準が個々に規定する内容は、目的にそって必要最小限の順守事項を定めている。
放牧酪農牛乳生産基準	放牧畜産実践牧場（酪農経営）から供給される生乳を原材料として牛乳を製造し、「放牧酪農牛乳」として表示し、販売しようとする場合に適用する。放牧酪農牛乳は、通常の牛乳と同様に、生乳の殺菌処理から包装する段階まで、衛生管理、品質管理に関する法令をすべて順守し、すべての段階において分別管理が求められる。
放牧酪農乳製品生産基準	放牧畜産実践牧場（酪農経営）から供給される生乳を原材料として乳製品を製造し、「放牧酪農チーズ」「放牧酪農バター」「放牧酪農ヨーグルト」「放牧酪農アイスクリーム」として表示し、販売しようとする場合に適用する。なお、この基準では乳製品の範囲をチーズ、バター、ヨーグルト（はっ酵乳）、アイスクリームに限定する。また、通常の乳製品と同様に、生乳の殺菌処理から加工、製造、包装する段階まで、衛生管理、品質管理に関する法令をすべて順守し、すべての段階において分別管理が求められる。
放牧牛乳生産基準	放牧畜産実践牧場（酪農経営）において、放牧期間中（ただし放牧を開始して10日後から放牧終了日まで）の乳牛から生産される生乳を原材料として牛乳を製造し、「放牧牛乳」として表示し、販売しようとする場合に適用する。放牧牛乳は、通常の牛乳と同様に、生乳の殺菌処理から包装する段階まで、衛生管理、品質管理に関する法令をすべて順守し、すべての段階において分別管理が求められる。
放牧乳製品生産基準	放牧畜産実践牧場（酪農経営）において、放牧期間中（ただし放牧を開始して10日後から放牧終了日まで）の乳牛から生産される生乳を原材料として乳製品（チーズ、バター、ヨーグルト（はっ酵乳）、アイスクリーム）を製造し、「放牧チーズ」「放牧バター」「放牧ヨーグルト」「放牧アイスクリーム」として表示し、販売しようとする場合に適用する。なお、通常の乳製品と同様に、生乳の殺菌処理から包装する段階まで、衛生管理、品質管理に関する法令をすべて順守し、すべての段階において分別管理が求められる。
放牧子牛生産基準	放牧畜産実践牧場で飼養されている母牛から生まれ、放牧をとり入れて育成された子牛を「放牧子牛」として表示し、販売しようとする場合に適用する。放牧子牛は、出荷時までに3か月以上放牧されている子牛とする。
放牧肥育牛生産基準	放牧子牛を肥育し、「放牧肥育牛」として表示し、出荷しようとする場合に適用する。この基準では、肥育段階においても可能な限り放牧することを努力目標とし、かつ粗飼料多給によって肥育することを必須要件とする。なお、放牧子牛（肥育素牛）は、放牧畜産実践牧場から導入されるのが原則であるが、生産・育成牧場が確認でき、放牧子牛生産基準に従って生産された子牛であることが証明できる場合に限り、放牧畜産実践牧場以外からの導入を認める。
放牧牛肉生産基準	放牧肥育牛を、と畜、処理、カット等を経て生産された牛肉を「放牧牛肉」として表示し、販売する場合に適用する。衛生管理、品質管理に関する法令をすべて順守し、すべての段階において分別管理が求められる。